

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名		土採取規制条例	
条 例 番 号		昭和 47 年神奈川県条例第 10 号	法 規 集 第 11 編第 6 章
所 管 部 局 室 課		県土整備部砂防海岸課	
条 例 の 概 要		土の採取に伴う災害を防止するとともに、採取跡地について緑化等の整備を図り、もつて県民の安全の保持と環境の保全に資するため、土の採取に関する規制について必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	土の採取に伴う災害を防止し、採取跡地について緑化等の整備を図るためには、土の採取について一定の規制を行う必要があることから、本条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例は、土の採取の規制区域の指定、採取計画等の届出、措置命令、報告の徴収、立入検査、罰則等について定めており、土の採取に伴う災害を防止し、採取跡地について緑化等の整備を図るために有効に機能している。	届出受理件数 平成20年度 0件 平成19年度 1件 平成18年度 2件 平成17年度 2件 平成14年度 5件 平成13年度 1件
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例は、土の採取の規制区域の指定、採取計画等の届出等について定めているが、その内容は目的を達成するために必要最小限で、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、土の採取に伴う災害を防止するとともに、採取跡地について緑化等の整備を図ることにより、県民の安全の保持と環境の保全に資することを目的とするものであり、県民生活の安全・安心を掲げた神奈川力構想の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	県民に義務を課す規定を有するが、合理的な範囲内であり、憲法、その他法令に抵触しないものである。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) ・ 無